

京業セン発 02-07 号事
令和2年6月3日

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

タクシーのりばでの餌付けについて

最近、市内各所のタクシーのりばで、タクシー運転者が**動物の餌付けをおこなっているとの苦情**が出ています。

餌付けそのものは、明確に禁止されているものではありませんが、周辺環境に悪影響を与える給餌は市条例(京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例)に抵触する恐れや衛生上の問題もあります。

特に、タクシーのりばは、不特定多数のお客様がお使いになる場所であり、**餌付けにより動物が集まることで、着衣などがフンで汚される・不衛生**といった苦情につながります。そのため、**タクシーのりば付近での給餌行為は自粛**していただくよう**強くお願い**します。

また、のりば等で他の運転手による餌付け行為を現認された場合、のりば運用の観点から、相互に注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

以上